

情報化職員等の表彰

について

財団法人地方自治情報センターでは、昭和52年から地方公共団体における情報化の推進に貢献された職員及び地方行政の情報化の進展に著しく貢献した地方公共団体を表彰しております。

平成20年度においても、個人についてはこれまでと同様に表彰を行いますので、表彰の候補者となる職員を御推薦くださいますようお願いいたします。

(財)地方自治情報センターは、毎年10月に地方自治情報化推進フェアに合わせて「地方公共団体情報化職員等表彰式」を挙行しております。

※右の写真は平成19年度特別表彰の受賞者の皆様です。



情報化職員等の表彰については、毎年5月に各都道府県、市区町村に御案内の文書をお送りしておりますので御確認ください。

表彰には以下の種類があります。

◆特別表彰・個人

優れたシステムを開発し、当該団体の情報処理の進展に著しく貢献し、他団体に対して先駆的、指導的役割を果たし、地方行政の情報化に大きく寄与した者、全国的な立場から地方公共団体の情報化の進展に貢献した者、研修等により人材の育成に著しく貢献した者等を表彰の対象としております。

◆長期勤続者表彰

都道府県又は市区町村（一部事務組合等を含む）において、情報化職員として勤続年数が20年以上の者を表彰の対象としております。情報化職員とは、情報管理主管課に勤務する課長職以下の職員、前出以外の課に勤務する職員で情報処理を本務とする職員、情報処理を委託している場合は、委託業務全般についての総合調整等を担当する職員を言います。

◆特別表彰・地方公共団体

当該団体で開発運用しているシステムや情報化推進総合計画、情報化の活動等が多数の地方公共団体の情報化の進展に著しく貢献した団体。また、情報処理を委託している場合は、委託処理が適切に管理され、経費の節減、住民サービスの向上等に効果を上げている団体等を表彰の対象としております。

◆奨励賞

平成20年度から新たに設けた表彰制度です。平成20年度は、これまで住基カードの普及拡大に努め良い成果を上げている地方公共団体を対象に表彰します。

被表彰者の推薦書の提出期限は7月31日までとなっております

お問い合わせは
財団法人地方自治情報センター総務課
電話 03-5214-8000
FAX 03-5214-8055